

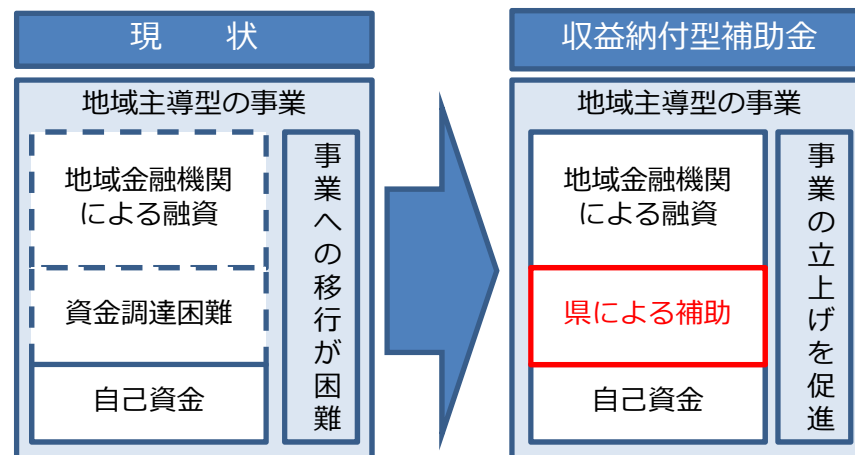
○ 収益納付型補助金の活用による再エネ導入促進（長野県）

自然エネルギー地域発電推進事業

- 長野県では、平成27年度から、固定価格買取制度（FIT制度）を活用した自然エネルギーの事業化を支援するため、市町村や地域のNPO、中小企業等が行う自然エネルギー発電事業に対し、ソフトからハードまでを一貫して支援する新たな収益納付型補助制度を創設。

課題

- FIT制度を活用する場合、売電価格の中に設備導入に係る工事費等の初期投資費用が含まれているため、ハード事業への支援は二重補助の問題が生じる。
- 一方、事業者は、ハード事業への支援がなく、初期投資の資金調達が困難なため、ソフト事業のみでは事業化が進まない。
- また、地域の中小事業者は実績や信用力が足りないため、金融機関から融資を受けにくい。



事業内容

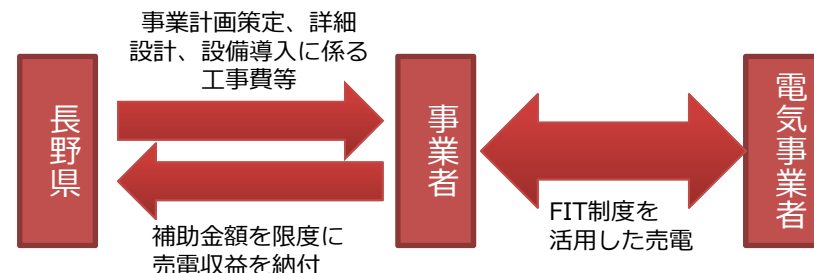
- 地域の自然エネルギー事業であって、自己資金が少なく資金調達が困難であるが、補助金による支援と金融機関の融資との協調により事業化が可能となる事業をソフトからハードまで一貫して支援。

<事業の効果>

- ・ 県によるハード事業への補助により、事業の採算性が向上。
- ・ 補助金交付の際に有識者による事業の適否等の審査を行うため、事業への信用力が向上。
⇒ 金融機関からの融資が受けやすくなり、再エネの事業化が促進される。

(参考) 収益納付型補助制度

- 補助対象事業により収益が生じた場合に、補助金額を限度に、交付した補助金額の全部又は一部を県に納付させることを条件に補助することができる制度。



（参考）自然エネルギー地域発電推進事業の事業内容

項目	ソフト事業	ハード事業
対象事業	自然エネルギー発電に係る調査事業、計画作成事業及び設計事業	自然エネルギー発電に係る発電設備導入事業 ※地域金融機関等の融資が採択の要件
対象者	市町村または民間事業者（民間企業等、NPO等及び地域協議会等）	民間事業者（民間企業等、NPO等及び地域協議会等で法人格を有するもの）
	※長野県内に事業所等の拠点を有する等の要件あり	
補助率等	1/2以内 上限5,000千円	補助金が過大とならないよう自己資金等を考慮し、個別に額を決定 ・太陽光発電 1／4以内 上限額 15,000千円 ・小水力発電等 3／10以内 上限額 90,000千円
収益納付	交付した補助金額については、売電収入が生じた翌年度から10年で納付 ※小水力発電の流量等調査等については、当分の間納付を免除	交付した補助金額については、売電収入が生じた翌年度から15年で納付(2年据置とし、13年で納付)
審査	学識経験者等で構成する選定委員会により、事業性、公共性、地域性の観点から審査を実施	

※詳細は、<http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shizen/tiikihatuden-suishin.html> を御参照ください。